

各種講習費等助成金交付要綱

平成25年5月30日制定
平成28年4月27日一部改正
平成29年4月27日一部改正
平成30年4月25日一部改正
公益社団法人 沖縄県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、貨物自動車運送事業者(以下「運送事業者」という。)に対して、公益社団法人沖縄県トラック協会(以下「沖ト協」という。)が指定する各種講習を受講した際の受講費等を助成し、運送事業者の輸送の安全等の指向上と、交通事故防止に資することを目的とする。

(指定する講習の種類及び対象者)

第2条 助成の対象となる講習及び対象者は次に掲げるものとする。

(1) 運行管理者一般講習

独立行政法人自動車事故対策機構(以下「事故対」という。)が行う運行管理者一般講習を、運送事業者を選任された運行管理者が受講した場合。

(2) 整備管理者選任後研修

沖縄総合事務局が行う整備管理者選任後研修を、運送事業者を選任された整備管理者が受講した場合。

(3) 安全マネジメント講習

事故対が行う安全マネジメントに関する講習会(国土交通省認定セミナー)を運送事業者に所属している者が受講した場合。

(助成金額)

第3条 前条の各講習等を受講した場合、沖ト協に所属する事業者(以下「会員事業者」という。)と所属しない運送事業者(以下「非会員事業者」という。)を区分し、1人あたりに対する助成金額は別紙1の通りとする。

(予算額)

第4条 当該年度における各種助成予算の範囲内とする。

(受講から助成交付)

第5条 運送事業者は第2条に掲げる各種講習を受講するところに予約を行い、指定された日程に受講することとする。

2 第2条(1)及び(3)の助成交付について、第6条の期日までに、様式1「各種講習費等助成金実績報告書(兼)請求書」(以下「請求書」という。)と、受講したことが確認できる書面(領収証等)の写し(以下「領収証等」という。)を沖ト協に提出後、その報告が条件に適合すると認めるとき、助成金を交付するものとする。

(実施期間)

第6条 当該年度4月1日より1月末日までとする。ただし、1月末日が沖ト協の営業日でない場合は前営業日までとする。

附則 本要綱は平成25年4月1日より適用する。

附則 本要綱は平成28年4月1日より適用する。

附則 本要綱は平成29年4月1日より適用する。

附則 本要綱は平成30年4月1日より適用する。

各種講習費助成額

○運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3,100円	620円

○整備管理者選任後研修

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
実費分全額	実費分の5分の1(1円未満切り下げ)

※整備管理者選任後研修は、現在、無料で実施されています。

○安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
ガイドライン	5,100円	1,020円
リスク管理(基礎)	5,100円	1,020円
内部監査(基礎)	5,100円	1,020円

各種講習費助成額(2019年10月より)

○運行管理者一般講習

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
3,200円	640円

○整備管理者選任後研修

沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
実費分全額	実費分の5分の1(1円未満切り下げ)

※整備管理者選任後研修は、現在、無料で実施されています。

○安全マネジメント関係講習会

講習名	沖ト協 会員事業者	沖ト協 非会員事業者
ガイドライン	5,200円	1,040円
リスク管理(基礎)	5,200円	1,040円
内部監査(基礎)	5,200円	1,040円